

理事報酬に関する規則

(目 的)

第 1 条 この規則は、公益社団法人香川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の理事報酬の支給に関し、定款第 26 条に基づき、適正な運営を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(理事報酬の総額)

第 2 条 理事の報酬の総額は、社員総会の決議によって定める。

(理事報酬の種類)

第 3 条 理事の報酬は、固定報酬と比例報酬の二種とする。

(理事報酬の限度額)

第 4 条 固定報酬の限度額は、別表のとおりとする。

2 比例報酬は、執務 1 日当たり 1 万円以内とする。

(理事報酬の支給)

第 5 条 固定報酬は、別表に定める額を月末締めで翌月に支給する。

2 比例報酬は、月末締めで翌月に支給する。

(期間計算)

第 6 条 固定報酬は毎月 1 日から月末までを 1 月として計算する。

2 理事が就任又は退任した時期が前項で定める 1 月の中途であった場合の固定報酬は、退任した日が当該月の 15 日以前であったとき又は就任した日が 16 日以降であったときは、別表に定める固定報酬の半額とする。

(規則の改廃)

第 7 条 この規則を改廃するには理事会で決議しなければならない。

附 則

(施行期日)

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表

役職名	固定報酬月限度額(一人当たり)	摘 要
理 事 長	30, 000円	
副理事長	21, 000円	
理 事	9, 000円	